

特定空家「眺海苑」略式代執行の実施について

隠岐の島町では、老朽化が進み、放置すると重大な事故につながるおそれがある旧旅館施設（隠岐の島町西町地内）について、「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「行政代執行法」に基づき令和6年7月22日（月）午前10時から略式代執行を実施します。

当該特定空家は、昭和39年に建築され、鉄筋コンクリート・一部木造スレート葺3階建の旅館施設であり、床面積は1階が317.64㎡、2階は307.35㎡、3階は261.91㎡となっております。

所有者は既に死亡し、その相続権利者も不在であることから管理する者がおらず、管理不全な状況となりました。当該空家の敷地より繁茂した立木からは蜂等の害虫も発生し、隣接保育所の保育環境に悪影響を与えたことから、令和5年7月には条例に基づく応急措置として立木の伐採を行いました。

また、令和6年1月1日の能登半島地震後には、建物の一部脱落を認め、緊急点検を行ったところ、保育園側軒裏外壁の亀裂及び傾斜を確認したことから、当該部分の一部を緊急的に代執行し撤去しました。

このまま放置すれば、倒壊や構造物の飛散等、近接する保育所や周辺環境へ損害を及ぼす事故の発生が予見されます。また、管理者が不在であるため、経年と共に状況は悪化する一方であり、損害の防止及び町民の安心安全な、住みよい住環境確保のため、本町では今般の代執行を実施することといたしました。

解体工事は、代執行宣言後、概ね6ヵ月間で終了する予定です。解体費用約6千710万円については、相続財産清算人を申立し、清算人に対し請求してまいります。

1. 物件情報

- ・所在地：隠岐郡隠岐の島町西町大城ノ一16番地5、2番地7
- ・種類：旅館
- ・構造：鉄筋コンクリート・一部木造スレート葺3階建
- ・床面積：1階 317.64㎡、2階 307.35㎡、3階 261.91㎡
- ・建築年：昭和39年
- ・所有者：建物名義人死亡、相続権利者不在
- ・状況：建物の外壁や軒部分等の亀裂や剥離・脱落が生じており、室外機等の脱落の危険性が高い。また、落下の危険性から一部園庭を使用制限するなど、現に保育環境へ影響を及ぼしている状況となっております。

2. 代執行措置

特定空家の略式代執行

3. 経過

- 令和5年7月11日 空家等対策協議会にて審議。当該建築物を特定空家として認定
令和5年7月13日 特措法第条第10項による公告を実施
令和5年7月27日 条例に基づく応急措置として繁茂する立木伐採を実施
令和5年11月20日 建物解体設計業務委託発注
令和6年1月5日 特措法に基づき軒裏外壁の緊急代執行を実施
令和6年3月22日 建物解体設計完成
令和6年5月31日 特定空家眺海苑除却工事入札会実施
令和6年7月22日 (予定) 行政代執行宣言

4. 取材案内

- ① 現地取材を希望される報道機関は、令和6年7月4日(木)15:00までに、別紙取材希望票をFAXにてご連絡ください。(事前にご連絡がない場合、駐車場の確保が困難となる、中止・延期の連絡できない、事前の取材交渉が未了等、取材の支障となる可能性があります。) 路上駐車は厳に慎んでください。
- ② 現地取材については、代執行宣言当日の午前9:45までにお越しください。 開始前に撮影留意事項の説明を行います。
- ③ 当日は代執行宣言後に町職員による財産調査(残置物の中から換価性のある財産の有無を確認する作業)を実施します。本格的な解体作業については後日着手となりますので、工程については当日説明いたします。
- ④ 取材車両につきましては西郷公園駐車場をご利用ください。
- ⑤ 本件代執行に関して関係者(町内会長や隣接保育施設関係者等)に取材を希望される報道機関は、取材希望票にご記入ください。担当課の方で取材交渉いたします。
- ⑥ 本件代執行に関する質問を取材希望票にご記入ください。(取材交渉の際に先方にお知らせいたします。町に対する質問も受け付けさせていただきます。)
- ⑦ ご質問に関しては、当日行政代執行宣言後に対応いたします。
- ⑧ 行政代執行初日以外の現地取材については、建設課までご相談ください。
- ⑨ 執行延期等が生じた場合、取材希望票に記入いただいた連絡先にお知らせいたします。

現場位置図

